

災害時における協力体制に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と日本女子体育大学（以下「乙」という。）とは、世田谷区内に災害が発生した場合に、区民、在学在勤者等の安全確保、生活復興等の応急対策を迅速に推進するため、災害発生時の協力に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合に、区民、在学在勤者等（以下「区民等」という。）の安全確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に前条に規定する協力を要請する場合は、あらかじめ指定した甲、乙双方の職員を通じて行うものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、協定の内容にしたがって可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りではない。

（協力内容）

第4条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）区民等の安全確保のため、乙の指定する大学施設の一部の一時的避難施設としての提供及び設備の利用（甲が地域防災計画においてあらかじめ規定する避難場所等への避難が、災害状況及び天候等により、困難な場合の二次的施設としての使用に限る。）
- （2）物資集積及び配送拠点並びに仕分けに必要な場所及び施設の提供
- （3）大学施設に収容した被災者への応急医療資材及び備蓄資機材の提供（提供できる資機材等を有しない場合を除く。）
- （4）区の災害対策組織への施設提供
- （5）甲から派遣要請のあった被災場所及び避難場所等への学生・教職員ボランティアの派遣
- （6）周辺住民への飲料水提供
- （7）その他の協力要請事項

（施設提供期間）

第5条 前条第1号に規定する避難施設としての提供期間は、原則として災害発生直後の初動期間（7日間）として被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する施設に移動するまでの間とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて使用する場合は、甲及び乙の協議により決定する。

(経費の負担)

第6条 第4条の協力に要した経費で区長が必要と認めるものは、予算その他法令の定める手続きにより甲が負担するものとする。

(損害補償)

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙の学生及び教職員が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかったとき又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月世田谷区条例第24号)の規定に基づきその損害を補償するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第11条 平成18年3月22日に甲乙間で締結した「災害時における協力体制に関する協定書」は、廃止する。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成26年3月25日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

(甲) 世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂展人



東京都世田谷区北烏山八丁目19番1号

(乙) 学校法人 二階堂学園

代表者 理事長 三角哲生

